

介護職員初任者研修

介護支援専門員実務研修

受講料の一部を補助します！

介護職員初任者研修又は介護支援専門員実務研修を修了し、藤沢市内の指定介護保険サービス提供事業所・指定障がい福祉サービス事業所（以下「事業所」といいます。）に6ヶ月以上就労した方（ただし、派遣職員は除く。）に、研修受講料の一部を補助します。

■ 補助を受けることができる方＜要件＞ ■

次の要件①～③を全て満たし、④か⑤のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 都道府県が指定した研修機関が実施する研修を修了した方。
- ② 補助金交付申請時に市内に住所を有している方。
- ③ 補助金交付申請時に市税の滞納がない方。
- ④ 研修修了後、介護職員として、市内の事業所に6ヶ月以内に就労した後、継続して6ヶ月以上就労し、補助金交付申請時に引き続き就労している方。

または

- ⑤ 研修修了時点で、既に市内の事業所に就労しており、その後、就労期間が6ヶ月を経過し、補助金交付申請時に引き続き就労している方。

※④または⑤は、派遣職員として就労している方は除きます。

■ 補助金額 ■

研修受講料の2分の1（各研修につき上限20,000円）

※他の機関から、研修受講料について、補助を受ける場合は、研修受講料から当該補助に係る額を控除した額の2分の1（上限20,000円）となります。

※補助金額の算出にあたり、1円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

■ 申請の流れ ■

- ① 提出書類を、申請期限までに介護保険課へご提出ください。

申請期限 補助を受けることができる方の要件に該当した日から、**3か月以内**。

- ② 申請書類を審査し、補助金交付の可否について通知書を送付します。

- ③ 補助金の交付を決定した方には、通知書と一緒に請求書類を送付します。
指定された請求期限までに、請求書類をご提出ください。

- ④ 請求書類に記載された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

◆◆◆提出書類等については、裏面をご確認ください◆◆◆

■ 提出書類 ■

- ① 藤沢市介護職員等研修受講料補助金交付申請書
- ② 研修修了証明書の写し
- ③ 就労証明書
- ④ 研修の受講料の領収書等

※他の機関から、研修受講料について、補助を受ける場合は、その補助に係る額が確認できるものも併せてご提出ください。

①と③については、
藤沢市介護保険課の
ホームページから
ダウンロードできます

■ 就労期限の考え方 ■

研修終了後、6か月以内に就労する場合、いつまでに就労すればよいのか

例 1 11月1日に研修修了

研修修了 起算日

11/1 11/2

6か月

5/1

までに就労する
必要があります



■ 申請期限の考え方 ■

※申請期限が土・日・祝日にあたる場合は、直前の営業日が申請期限です。

例 1 研修修了後、5月1日から就労開始

就労開始＝起算日

5/1

6か月

該当日

10/30

3か月

申請期限

1/29



例 2 研修修了後、6月1日から就労開始

就労開始＝起算日

6/1

6か月

該当日

11/30

3か月

申請期限

2/28 (2/29)



例 3 既に就労しており、5月1日に研修修了

研修修了 起算日

5/1 5/2

6か月

該当日

11/1

3か月

申請期限

1/31



◆ お問い合わせ ◆

藤沢市介護保険課

TEL 0466-50-8270 (直通) FAX 0466-50-8443

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎2階